



税務・労務に役立つ NEWS

事務所通信

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

 9
2017

いつもお世話になっております。

朝夕はずいぶん涼しくなりましたが、いかがお過ごしでしょうか？

夏の疲れが出てくる頃です。

ご無理などなさいませぬようお願い申し上げます。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

改正動向

マイナンバー制度、連携開始に遅れ

マイナンバーを使って行政手続きに必要な個人情報をやり取りする情報連携の一部が、本来予定されていた今年10月の運用開始に間に合わないことが分かりました。会計検査院がシステムの準備状況を調査したところ、148の公的機関でシステムに不備が見つかったそうです。

マイナンバー制度では、税や社会保障といったさまざまな情報をマイナンバーで結びつけて個人情報を管理し行政を効率化します。当初は今年7月に全面的に連携をスタートさせる予定でしたが、システム開発の遅れなどから3カ月延期し、今年10月の本格運用開始となっていました。それに先立ち7月18日からは従来の紙の手続きと並行してのテスト運用が始まっています。

会計検査院は10月から連携を開始するシステムのうち170機関190システムを抽出して準備状況を調査しました。すると148機関で国側が発注したシステム内容に不備があり、秋以降も一部の個人情報がやり取りできない状態となっていました。

不備が最も多く見つかったのは、厚生労働省所管の90の国民保険組合。厚労省の発注に基づいてシステムを構築しましたが、自治体との間で保険給付に必要な個人情報をやり取りする際に不動産譲渡や株式売却益に関する一部の情報が提供されなかったといいます。改修作業が必要となり、運用開始は来年7月までずれ込む予定です。

内閣官房はこれらの不備について、情報連携ができない業務は一部と説明した上で「住民に極力影響が出ないよう各省に方策をお願いしている」としていますが、今後さらに運用延期となるシステムが出ることも予想され、足並みが乱れた感は払拭できません。

すでにマイナンバーを使った情報連携は当初の予定だった今年1月から一度延期しています。さらに一昨年に100万人を超える個人情報の流出があった日本年金機構は、いまだ情報連携の時期は決まっていないなど、マイナンバー制度は足元がおぼつかない状態が続いています。

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し②

今回は、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額がどのように決まることになるのかを紹介します。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正（平成30年から適用）

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、居住者（給与所得者）の合計所得金額が1,000万円を超える場合に